

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年8月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市防災マップ作成業務
(2) 物品・委託役務管理番号	18020054
(3) 物品委託役務内容	東広島市防災マップ（ハザードマップ）の作成
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板>地図
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年8月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年8月25日～ 令和2年9月14日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年8月25日～ 令和2年9月1日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 危機管理課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0400 /ファックス番号 082-422-4021 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年9月4日～ 令和2年9月14日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年9月10日～ 令和2年9月11日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年9月14日 午前11時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市防災マップ作成業務仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、東広島市（以下「発注者」という。）が実施する「東広島市防災マップ作成業務」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、地震・洪水・土砂災害・高潮・津波等が発生した場合における被害予測、浸水想定範囲や避難方法等を住民に周知するため、発注者が作成・公表している既存の防災マップ（津波、洪水、土砂災害、内水、地震等）の更新及び統合を行い、視認性が高く、各種災害時において、地域住民が一目で災害リスクを把握し、災害時の避難行動につながる防災マップを作成する。

あわせて、自然災害発生メカニズムや避難勧告等の情報伝達方法などについて、東広島市の災害危険特性をふまえた防災情報を、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、市民のどの世代にもわかりやすい表現を用いて1冊に収録し、市民に提供することで、平時からの防災学習に利用し、災害発生時における適切な避難行動の促進や災害時の備えに資することを目的とする。

(関係法令)

第3条 本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法及び施行令、施行規則
- (2) 災害救助法及び施行令、施行規則
- (3) 水防法及び施行令、施行規則
- (4) 河川法及び施行令、施行規則
- (5) 砂防法及び施行令、施行規則
- (6) 測量法及び施行令、施行規則
- (7) 大規模地震対策特別措置法及び施行令、施行規則
- (8) 津波防災地域づくりに関する法律及び施行令、施行規則
- (9) 土砂災害警戒区域等における防止対策の推進に関する法律及び施行令、施行規則
- (10) 東広島市地域防災計画
- (11) 広島県地域防災計画
- (12) 防災基本計画：中央防災会議
- (13) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）（国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター）
- (14) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- (15) ため池ハザードマップ作成の手引き（農林水産省農村振興局防災課）
- (16) 地震防災マップ作成技術資料（内閣府（防災担当））
- (17) その他各種ハザードマップ作成の手引き又は作成技術資料
- (18) 災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議

- (19) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン：内閣府
- (20) その他関係法令及び通達等

(履行期間及び履行場所)

第4条 本業務の履行期間及び履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 履行期間：契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
- (2) 履行場所：受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所

(提出書類)

第5条 受注者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施工程表
- (3) 主任技術者選任届
- (4) 同種業務実績証明書
- (5) 公的資格証明書類
- (6) その他発注者が必要とするもの

(指示及び監督)

第6条 本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで全体を計画、管理、指示する主任技術者について、恒常的な雇用関係にある社員であり、過去3年以内に自治体等で実施した総合防災マップ作成業務の実績を有する者を配置し、正確丁寧にこれを行なわなければならない。また、発注者が定める監督員と常に密接な連絡をとり、履行期間中においても進捗状況を随時報告すること。

なお主任技術者を変更しなければならない特別な事情が生じた場合は、発注者の承諾を受け、その後速やかに届出を行うこと。万一主任技術者を変更する事態が生じた場合は、業務の遂行に支障のないよう万全を期すること。

(資料の貸与及び返却)

第7条 本業務を実施する上で必要な次の資料は発注者が受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された資料の管理に十分に注意し、使用後速やかに返還するものとする。

データの種類	データの形式
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域データ	shape 形式
洪水浸水想定区域データ（計画及び想定最大）	shape 形式
ため池浸水想定区域データ	shape 形式
内水浸水想定区域データ	shape 形式
高潮浸水想定区域データ	shape 形式
津波浸水想定区域データ	shape 形式
震度分布データ	shape 形式
観測所データ	shape 形式、Excel 形式

応急給水拠点データ	Excel 形式
避難所データ	shape 形式、Excel 形式
大規模盛土造成地データ	pdf 形式
その他協議の上必要と判断されたもの	

(成果品の帰属)

第 8 条 本業務の内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者又は第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利などは、受注者又は第三者に留保されるものとする。

2 前項ただし書きの受注者に留保される権利について、発注者が第 2 条に定める目的を達成するために成果品の内容を改変することなく使用する場合には、受注者はこれを無償で承認するものとする。

(費用負担)

第 9 条 本業務におけるイラスト・地図利用にかかる著作権、複製使用(成果品電子データの公開を含む)については、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第 10 条 受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(損害の賠償)

第 11 条 受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。

(契約不適合)

第 12 条 納品後、成果品に契約の内容に適合しない箇所が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致はこれに該当しないものとする。

(検査)

第 13 条 受注者は、本業務完了後速やかに業務完了届、成果品、関係書類を提出し、完了検査を受けなければならない。

(疑義)

第 14 条 受注者は、作成業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議しその指示に従わなければならない。

第2章 業務内容

(業務概要)

第15条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 打合せ協議
- (4) 地図・情報表示方針の検討
- (5) 記事面の作成方針の検討
- (6) 版下の作成・校正
- (7) 印刷原稿及びホームページ掲載用データの作成
- (8) GIS用データの作成

(計画準備)

第16条 計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(資料収集整理)

第17条 本業務を進めるにあたって、第3条で述べた関連法案等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。なお、過去実績において使用した記事を提案・使用することを認める。

(防災マップの作成)

第18条 防災マップ作成については以下の仕様とする。市の公式ウェブサイト到目前の防災マップを掲載しているため、業務規模の算定等の参考とすること。

東広島市ハザードマップ・地震防災マップ及び避難所一覧

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/bosai/10/3541.html>

(1) 作成するマップの種類

i) 冊子

本業務では印刷製本は要しないが、次のとおり印刷条件を想定し、成果品（印刷用データ）を作成すること。

- ・ 頁数：1冊あたり 62P 以内
- ・ 印刷：オフセット印刷 部数は 10 万部程度を想定している。
- ・ その他：色覚障がい者や高齢者等に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。

ii) 単紙マップ

本業務では印刷製本は要しないが、次のとおり印刷条件を想定し、成果品（印刷用データ）を作成すること。

- ・ 用紙サイズ A1

- ・ i) で作成する冊子の地図データを発注者が提示する図郭ごとに切り出し、凡例と避難所リストを掲載する。図郭数は 48 (概ね各小学校区ごとに 1 枚) を想定している。
- ・ 印刷：オフセット印刷 枚数は 720 枚程度を想定している。

(2) 防災情報地図頁収録情報

i) 市内全域図の作成

市内全域が表示される縮尺とし、詳細図の図割がわかるものとする。

ii) 背景地図 (詳細図) の作成

背景地図は受注者にて用意すること。対象地域は東広島市内全域を作成範囲とする。

基図は掲載範囲内の全家屋形状 (個々の形状が視認できること) や道路形状が表示されている地図を使用することとし、受注者からの提案により発注者が了承した地図を使用すること。その際、直近 3 年以内に現地調査を基に更新されたものを使用するか、基図の経年変化による修正を行い編集して現状に近い詳細図を作成し、測量法第 44 条に基づき、関係機関の承認を得た上で使用承認番号を取得し掲載することとする。また、「水害ハザードマップ作成の手引き」(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室) に準じ、縮尺について 市民が自身の居住等する建物の家枠を認識することができる 1/10,000~1/15,000 程度より大きな縮尺を使用すること。

iii) 地図頁掲載内容

洪水浸水想定区域を背景図に重ね、併せて「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」「津波浸水予測図」「指定緊急避難場所・指定避難所」「公共施設」「観測所」等の情報を掲載することとする。表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、背景地図に表示し、色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。

- ・ 主な地物：行政界、町丁目界、道路、市役所、公共施設、学校、警察署、交番、駐在所、消防署、駅、病院 など

冊子は、①旧東広島市版 (西条、八本松、志和、高屋) と②旧町版 (黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津) の 2 種類を作成するため、それぞれ地図頁掲載内容を作成すること。

iv) その他掲載地図

- ・ 水防法に基づく「高潮浸水想定区域図」及び、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定図」の情報を掲載する。
- ・ 色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。
- ・ その他協議の上必要と判断されたものは、掲載する。

(3) 防災情報記事頁収録情報

i) 防災情報記事頁掲載内容

資料を収集・整理し、発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。なお、過去実績において使用した記事を使用・提案することを認める。

「風水害 (洪水) 対策」「土砂災害対策」「地震対策」「火災対策」「非常時持出品」「津波対策」「家庭での備蓄リスト」「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」「防災メモ」等をイラスト・文章等により構成、配色を行い、見易さに留意し作成すること。

ii) 外国語への翻訳

防災情報記事頁の全て及び防災情報地図頁の中の市から提供するデータで構成するレイヤについて、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語に翻訳した版を作成すること。

と。

(校正)

第 19 条 文字校正 を 2 回以上、色校正を 1 回 (簡易色校正) 以上行うものとする。

(印刷用及びホームページ掲載用データの作成)

第 20 条 作成した記事・地図データは印刷原稿として使用するほか、市のホームページに掲載する。受注者はこれを了承し、画像加工した上で、PDF データ化し、令和 3 年 3 月 5 日までに納品すること。なお、印刷原稿とホームページ掲載原稿は別ファイルとし、ホームページ掲載原稿データは、各見開きページの容量が 1~2MB 以下となるよう画素等を調整すること。

2 印刷用 PDF データについては、印刷した際に画像のエッジにジャギーが発生しない精度のものとする。

(GIS データの作成)

第 21 条 本業務において、市が貸与するデータを改変し、もしくは、新たにデータを作成した場合は、掲載範囲内のハザードデータ等を標準的な GIS フォーマット形式である Shape 形式にて納品すること。

(納入場所)

第 22 条 成果品の納入場所は東広島市総務部危機管理課とする。

第 3 章 成果品

(納入成果品)

第 23 条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 防災マップ原案…1 部
- (2) 打合せ簿…2 部
- (3) 委託業務報告書…3 部
- (4) 印刷原稿データ (DVD 格納) …1 式
- (5) ホームページ掲載用データ (DVD 格納) …1 式
- (6) GIS 用 Shape データ (DVD 格納) …1 式

問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市総務部危機管理課防災対策係

電話 082-420-0400

F A X 082-422-4021